

令和 8 年 度 生徒支援方針

一冊の本、一本のペン、一人の子、
そして一人の師。それだけで世界は変わる

Malala Yousafza 2014 [ノーベル平和賞受賞](#)



生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）です。

～生徒指導提要 第 1 章 生徒指導の基礎より抜粋～

北谷高校グラデュエーション・ポリシー

- ☑規範意識を身につけ、主体的・協働的に課題解決ができる生徒の育成
- ☑主体的に学びに向かい、進路実現を目指す生徒の育成
- ☑社会の形成者としての自覚を持ち、地域社会に貢献できる生徒の育成
- ☑多様性を認め、自他の人格を尊重し、思いやることのできる生徒の育成

目 次

I 生徒支援基本方針・目標	1
II 具体的な支援	
1. 服 装について	2
2. 頭 髪について	3
3. 容姿、化粧、装飾品等について	3
4. 情報機器について	3
5. アルバイトについて	4
6. 補導・深夜徘徊について	4
7. 交通安全について	4
8. 学習に関する指導について	4
III 懲戒指導	5
IV その他の指導	7
V 部活動に関すること	7
VI クラス T シャツの制作について	7
VII 校内の掲示物について	7
VIII 全体集会について	7
IX 昼食時におけるルール	7
補足資料	8

遅刻の取り消しに関する共通確認事項（琉球バス 75 番 112 番）

R7 年度 問題行動 指導内容件数

別紙

- ①R8 問題行動別 指導一覧表（資料 1）
- ②北谷高校 生活指導フローチャート（資料 2）
- ③令和 8 年度 情報機器指導について（資料 3）
- ④異装許可証（資料 4）
- ⑤態度改善シート（資料 5）

I 生徒支援基本方針・目標

1. 生徒支援基本方針

- ①本校が定める「グラデュエーション・ポリシー」の基「全職員が共通理解のもとで足並みを揃え、生徒に積極的に関わっていく」ということを基本とし、全職員で連携・協力体制を作り、生徒支援に取り組む。
- ②社会人として必要なルール・マナーを自主的に守るなど、将来に向けたキャリア教育を意識した支援をする。
- ③生徒が安心・安全に学習を受けることができるよう学習環境を整える。

2. 生徒支援の目標

「社会が求める人財の育成」を念頭に置き、生徒に向き合う

- ①凡事徹底と基本的生活習慣の確立を目指す。
- ②「自ら挨拶する」「人の話を聴く」「正しい言葉遣い」等の社会性を培い、自主的に行動する力を高める。
- ③自己の行動が周りに影響することを理解し、周りを考慮した行動がとれる力を育む。
- ④北谷高校生としての自信と誇りを持てる生徒の育成に努める。
- ⑤差別やいじめのない、秩序ある安心・安全な学校を目指す。

3. 基本的重点努力目標

- ①学校全体で授業規律の確立を目指し、生徒が意欲的に学習できるような環境を整える。
- ②職員の共通理解を図り、事前指導、その場指導、口頭注意を徹底する。
- ③生徒会、部活動を活性化させ、生徒が学校を楽しめるような学校づくりを推進する。

Ⅱ. 具体的な支援

1. 服装について

【目 的】

進学または就職する際の面接に対応できる身だしなみを自主的・主体的に整えられるようにする。

- (1) 登下校並びに授業の際は、下記の学校指定の制服を下記のタイプから選択し、正しく着用すること。ただし、学校行事や特別な事情がある場合はその限りではない。

①ズボンタイプ

夏 服：白の長袖・半袖Yシャツ※（校章入り）、黒の学生ズボン（原則として全国標準型学生ズボン）とする。

冬 服：白の長袖・半袖Yシャツ※（校章入り）、黒の学生ズボン、（原則として全国標準型学生ズボン）、黒の学ラン（原則として全国標準型の学ラン）とする。

②スカートタイプ

夏 服：白の長袖・半袖Yシャツ※（校章入り）、学校指定の紺のスカート、えんじのリボン、ネクタイとする。

冬 服：白の長袖・半袖Yシャツ※（校章入り）、学校指定の紺のスカート、紺ジャケット、えんじのリボン、ネクタイとする。

※Yシャツの代わりに、紺の半袖ポロシャツ（校章入り）の着用も可とする。（ポロシャツ着用時はリボン・ネクタイなし）

- (2) Yシャツは、第2ボタンまで留めることとする。また、ズボンやスカートからはみ出して着用することは禁止とする。入学式・卒業式に関しては、第1ボタンまで留めること。
- (3) ズボンタイプは、必ずベルトを着用すること。※腰履きは禁止とする。
- (4) 学ラン・ジャケットに関しては、入学式・卒業式・始業式・終業式等の儀式的行事の場合は着用すること。
- (5) 学ラン・ジャケットを着用する際は、原則全てのボタンを留めること。
- (6) スカート丈は、ウエストから膝頭より下の長さとする。（ウエスト部分の折り曲げ、ミニスカート禁止）
※短いスカートに関しては、制服店で規程の長さに直させる。改善が見られない場合は、生徒支援部にて預かる。
- (7) ポロシャツは、第2ボタンまで留めることとする。入学式・卒業式・始業式・終業式等の儀式的行事に関しては着用禁止とする。
※ズボンタイプ・スカートタイプの両タイプに着用できる。
※通常の学校生活の制服着用としては可
※ポロシャツと体育着・ジャージの組み合わせは不可
- (8) 防寒対策に関しては、学校指定のジャージを基本とする。スカートタイプに関しては、黒・紺のタイツの着用は認める。
※カーディガン、セーター、パーカー等の着用禁止。
※校時中のマフラーやネックウォーマー等は禁止。
- (9) 履き物は、靴を用いること（草履、サンダル、スリッパ、クロックス等は禁止）
※足の怪我等のやむ得ない理由があり、靴が履けない場合は、事前にHR担任に申し出て、生徒支援部及び職員会議等で許可を得ることで履くこと（華美なものは禁止）ができる。
- (10) 制服については、その場指導の徹底、口頭注意を基本とする。しかし、再三注意しても改善が見られない場合は、身だしなみ指導を行う。

2. 頭髪について

- (1) 頭髪は常に清潔にし、奇抜にならないようにする。
- (2) パーマ、染髪、脱色、剃り込み、エクステ、編み込み、ウィッグ、ライン（眉も含む）等は禁止とする。奇抜な髪型は禁止とする。（最終判断は生徒支援部で行う）
- (3) 明らかな染髪、奇抜な髪型等で違反している場合は、帰宅再登校指導（※参照）を行う。

3. 服装、化粧、装飾品等について

- (1) 化粧（アイシャドウ、アイプチ、カラーコンタクト、マニキュア、ネイル、口紅、色つきリップ、付けまつ毛、まつ毛エクステ、眉そりこみ等）は禁止とする。違反している生徒を見つけ次第その場指導を行う。
- (2) 装飾品（ネックレス、ピアス、指輪、ブレスレット、サングラス）は禁止とする。違反している生徒を見つけた場合、その場で装飾品を取り外させる。（透明ピアス可）
- (3) 化粧、装飾品等の指導については、その場指導、口頭注意を基本とする。しかし、再三注意しても改善が見られない、または反抗的な態度をとる場合は、身だしなみ指導（別表参照）を行う。

※1 帰宅再登校指導

- (1) 制服、頭髪、身なり等で改善出来ないと生徒支援部で判断した場合、管理者に確認をとり、必要であるという判断した場合は保護者に連絡を取り、帰宅再登校指導を行う。
- (2) 帰宅指導を受けた生徒は改善後に再登校をし、改善にかかった校時を出席扱いとする。戻って来ない場合は、無届け欠席とする

※2 身なり指導とは

- (1) 制服、頭髪、服装、化粧、装飾品等で再三注意しても改善が見られない場合は、段階的な指導（北谷高校 生活指導 別紙）を行っていく。（年度毎に回数はリセットする）
- (2) (1) に該当する生徒がいる場合は、Teams 08 北谷職員→生活指導（学年）に入力する。

4. 情報機器(携帯電話・タブレット等)について

【目 的】

携帯電話等の使用マナーの指導を通して、けじめのある学校生活を送り、SNS やサイバー犯罪等に関わる事件・事故等の未然防止を図る。

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の情報機器については、朝の SHR 開始時から帰りの SHR 終了時まで電源を切り、使用を禁止する。但し、特別な理由がある場合のみ、教師の許可を得て使用することができる。昼食時間に限り使用を認める。
- (2) 校時中は、目につかない場所にしまうこと。
- (3) 携帯電話・スマートフォン等の使用を発見した職員は、その場で生徒に電源を切らせ預かり、「Teams（生徒指導・学年）」に入力、「情報機器指導カード」に記入する。担任へ携帯電話と「情報機器指導カード」を預ける。担任が不在の場合は指導した職員が保管し、放課後指導対応する。
- (4) 学校の施設内での携帯電話・スマートフォン等の充電を禁止する。発覚した場合は、使用と同

様とみなし指導を行う。

- (5) 携帯電話・スマートフォン等を使用した者に対する指導は、回数に応じて段階的に指導する。
(北谷高校 生活指導 参照。年度毎に回数はリセットする)

5. アルバイトについて

【目 的】

アルバイトが勤怠状況の悪化、学習成績の低下等の原因となる場合があるため、そうならないように自覚を促す。

- (1) 家庭の経済的な理由等によりアルバイトを希望する生徒は、保護者の責任と承諾のもと行う。
(2) 深夜業（午後10時以降）、風俗営業（居酒屋・スナック等の飲食店）、危険有害業務、その他、労働基準法で規制する業務を内容とするアルバイトは禁止する。
(3) アルバイトは学業や学校行事に支障のない時間帯に行うこと。また、午後10時までに帰宅できる時間とする。（沖縄県青少年保護育成条例第9条（夜間外出の制限））

6. 補導・深夜徘徊について

【目 的】

深夜徘徊や不良行為、問題行動等の未然防止に努め、基本的生活習慣の確立を目指す。

- (1) 沖縄県青少年保護育成条例第9条（夜間外出の制限）で禁止されている事に準じ、午後10時以降の外出は指導の対象とする。
(2) 警察などの公的機関の情報（補導、怠学等）に関しても指導の対象とする。
(3) 深夜徘徊は原則、生徒支援部で厳重注意を行う。

7. 交通安全について

【目 的】

交通社会の一員としての自覚を高め、交通ルール・マナーを守る姿勢や態度を養う。

- (1) 自転車通学を希望する生徒は学校が行う自転車安全講習会に参加すること。
(2) 校内では安全第一を考え、校内での自転車の運転を禁止する。
(3) 自転車の校内での駐輪は指定の場所に停めること。
(4) 運転免許取得の際は、土日祝祭日、学校休業日等を利用し、学業や学校行事等に支障がないようにすること。

8. 学習に関する指導について

【目 的】

教育を受ける権利を保障するため、学校全体で授業規律の確立を目指す。

- (1) 授業開始時のベルが鳴り終わるまでに教室に入る。
(2) 授業開始・終了時は、身だしなみを整えてから挨拶を行う。
(3) 授業の関連のない学習用具以外の物品を持ち込まない。
(例：漫画や雑誌、遊具（トランプなどのカード類、ゲーム機器 等）

- (4) 授業中は、飲食（ガム・お菓子等）は禁止とする。また、水筒・ペットボトル等学習に必要なものは机の上には置かない。
- (5) 全ての生徒に教育を受ける権利があり、私語や離席、授業の進行を妨げたり、雰囲気を壊したりするような迷惑行為等はしてはいけない。
- (6) 授業終了の鐘が鳴るまでは、教室から出てはいけない。
- (7) 再三の注意に関わらず改善が見られない場合は、学習の指導（授業妨害・迷惑行為）として段階的に指導（資料2参照）を行う。（年度毎に回数はリセットする）
- (8) (7)に該当する生徒がいる場合は、「Teams（生徒指導）」に入力し、担任へ報告する。担任は指導段階に応じて関係職員へ連絡する。

Ⅲ. 懲戒指導（入学から卒業まで累積扱い）

(1) 懲戒の種類

- ①訓告：保護者の出席を求め校長が訓戒を与え一定期間中（5日以上）反省日誌を提出させる。
- ②停学：保護者の出席を求めて校長が訓戒を与え、原則、期間中出校を停止する。停学期間中は反省日誌や課題を書かせ、関係職員の面談指導を受ける。停学指導には、自宅謹慎、学校謹慎、ボランティア活動（キャリア教育として外部団体と連携し職業体験を実施）があり、状況に応じて決定する。
- ③退学：退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。保護者の出席を求め、校長が通知する
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(2) 懲戒指導について

- ① 問題行動が起きた場合は、その都度指導内容を審議する。
- ② 指導内容に関しては、生徒支援部会、生徒指導委員会、職員会議で審議し、校長が決定する。
- ③ 問題行動の内容に応じて、重大な問題を起こしたと判断した場合は回数に関係なく指導期間や内容（無期停学・進退を含めた指導）を決定することもある。
- ④ 原則、回数に応じて懲戒の指導期間（土日祝祭日は含まない）を決定する。
 - 1回 訓告＋日誌指導 5日
 - 2回 停学 5日間
 - 3回 停学 7日間
 - 4回 停学 10日間
 - 5回 停学 15日間
 - 6回 進退を含めた指導※指導内容によっては、指導期間の変更も有り得る。
- ⑤懲戒指導（停学・訓告）の回数に関しては、入学時より積算する。
- ⑥同じ指導枠で懲戒指導を繰り返す場合、段階を上げて指導を行う。
- ⑦懲戒指導中は、行事・大会等への参加は原則認めない。
- ⑧停学指導中に考查試験がある場合は、別室にて受験させる。

※懲戒指導対象項目

(1) 喫 煙

- ①喫煙、喫煙行為の同席も含め懲戒指導を行う。
- ②タバコ（電子タバコ等も含む）、タスポ（成人識別 IC カード）を所持している場合は、喫煙行為と同様に懲戒指導を行う。

(2) 飲 酒

- ①飲酒（ノンアルコール飲料も含む）、飲酒行為の同席、酒類の所持している場合は、飲酒行為と同様に懲戒指導を行う。

(3) 交通安全・車両通学

登校の定義：自宅から学校、学校から自宅の全ての経路である。

- ① 車両（自転車を除く）通学（同乗も含む）を禁止し、発覚した場合懲戒指導を行う。
- ② 放課後、休日を問わず、いかなる場合でも車両での通学を禁止し、懲戒指導を行う。
- ③原則として、通学は保護者以外の運転する車両（自動車・二輪）に同乗することを禁止し、懲戒指導を行う。
- ④学校、学級行事（校外）、部活動（大会、大会応援も含む）への車両運転や保護者以外が運転する車両への同乗した場合も懲戒指導を行う。
- ⑤欠席・早退した場合でも校時中であつた場合、車両運転・保護者以外が運転する車両への同乗した場合も懲戒指導とする。
- ⑥車両通学及び交通法規違反（無免許・飲酒・酒気帯び・暴走等）の場合は懲戒指導を行う。
- ⑦学校から自宅へ戻らずにアルバイトへ行く場合も下校時とみなし、車両の運転・保護者以外が運転する車両への同乗を禁止し、懲戒指導を行う。
- ⑧制服を着用しての運転は登下校時を問わず車両通学とみなし、懲戒指導を行なう。

(4) 入れ墨（タトゥー）

- ①入れ墨（タトゥー）は禁止とする。

(5) 薬物使用・所持

- ①大麻や覚せい剤等、違法薬物の使用及び所持については進退を含めた強い指導を行う。

(6) 危険物の所持

- ①ライター、マッチ、ナイフ等、危険な行為に使用される恐れがあるものを所持していた場合は、指導の対象とする。

(7) その他の懲戒指導の対象について

- ①反道徳的・反社会的な行為（例：いじめ、窃盗、不正行為、暴言、暴力、盗撮や本人の承諾を得ていない個人情報インターネット等に流出させる行為、スマホやパソコン等情報端末を利用した誹謗中傷、不適切な選挙活動、人権侵害、金銭賭博）があつた場合は懲戒指導とする。
- ②器物破損は指導とする。

※1（1）～（7）が該当する項目であっても、内容、状況によっては、「IVその他の指導」

を行うこともある。

- ※2 その他本校の生徒として本分に反する行為に関しては、その都度生徒支援部・生徒指導委員会で審議し、職員会議で決定する。
- ※3 本校のルールやマナーに違反し、再三の注意にも関わらず、指導に従わない場合、生徒支援部で審議し指導を行うこともある。

IV. その他の指導

(1) 指導の方法

- ①口頭注意：当該職員または教頭より口頭注意を行う。
- ②厳重注意：状況場合に応じて保護者の出席を求め、教頭及び関係職員から訓戒を与える。
- ③態度改善シート：授業を通して多くの職員と会話する機会とし、反省を促す。
- ④日誌指導：一定期間授業に参加しながら反省日誌を行い、教頭及び関係職員と面談を行う。
保護者のコメントももらい、学校・保護者が連携して指導していく。

V. 部活動に関すること

- (1) 部活動の練習時間は、19時半までとする。完全下校は、顧問の責任と管理の下20時までには下校させる。
- (2) 部活動は、定期考査1週間前及び考査期間中は認めない。但し、考査最終日から1ヵ月以内に試合がある場合は、1時間程度の練習を認める。
- (3) 合宿を計画する部は、合宿参加者の個人承諾書に保護者印を押して各顧問に提出する。また、各顧問は合宿参加者の個人承諾書及び合宿計画書、合宿許可願いを生徒支援部の部活係に提出し（合宿初日の2週間前まで）、学校長の許可を得た場合に合宿が出来る。

VI. クラスTシャツの制作について

- (1) クラスTシャツ等の製作については必ずHR担任を通じて計画する。
- (2) ユニホームに関しては、華美、高価格にならないように考慮すること。

VII. 校内の掲示物について

- (1) 校内にポスター等を掲示する場合は、生徒支援部の許可を得て、所定の場所に掲示する。（印をもらう）また、掲示期間は原則として1ヵ月とする。

VIII. 全体集会について

- (1) 担任はクラスの先頭に立ち整列がスムーズに整列出来るように指導する。
- (2) 副担任は教室の施錠後、クラスの後方に立ち整列がスムーズに出来るように指導する。
- (3) 体育館に入るときに靴はビニール袋に入れて各自で靴を管理する。
- (4) 全体集会は、指定された時間内に集合する。
- (5) 全体集会時は制服をしっかりと着用する。冬の式典は、学ラン・ジャケットを着用する。
- (6) 全クラス、出席番号順に1列縦隊で整列する。各学年の整列場所は、舞台に向かって右側から1年1組～7組、中央3年1組～7組、2年1組～7組とする。

1-1 1-7	3-1 3-7	2-1 2-7
正面		

IX. 昼食時におけるルール

- (1) 弁当の校内販売時間は4校時終了のチャイム後からです。
 - (2) 昼食は校内で行い、外へ出ることは禁止です。
 - (3) 「校内販売弁当が売り切れ」などで弁当が無い場合は生徒支援部の許可をもらって校外で購入させる場合も有ります。許可無く、勝手に校外に出ることは禁止です。
- ※「弁当業者が帰った後に購入出来なかったから校外へ出たい」、「欲しいものが無いから校外へ出たい」、という場合は校外外出を許可しません。

補足資料【確認】

遅刻の取り消しに関する共通確認事項（決定事項）

2023年1月27日（金）

職朝会議資料/生徒支援部（交通安全係）

（2）「遅刻の取り消し」について

④公的交通手段の故障、事故やその他不可抗力等で止むを得ない事由で遅刻した場合は特別に配慮して遅刻扱いとしない。（令和4年度版内規集 生徒管理・指導 2. 生徒指導に関する諸規定より抜粋）

本校生徒が多く利用する琉球バス75番（北谷高校前下車）、112番（北谷高校入口下車）のみ、運行時間帯、運行本数が限定的なため自然渋滞による遅刻の取り消しを行う。

懲戒指導人数

R7 懲戒指導	1年	2年	3年	合計
飲酒		1	1	2
危険行為・迷惑行為	1	1	5	7
喫煙	12	12	6	30
喫煙同席	1	1	4	6
指導拒否		2		2
深夜徘徊・喫煙・飲酒			1	1
窃盗・万引き	3			3
タバコ所持	2		1	3
賭博	2			2
不法侵入	1		1	2
暴力行為	1	3		4
交通法違反	3	0	0	3
合計	26	20	19	65

R7	訓告	停学 5	停学 7	停学 10	無期停学 (15 日)	進路 変更	計
1 年	6	14	5		1		26
2 年	4	12	1			3	20
3 年	8	6	5				19
合計	18	31	10	0	0	3	65

※R6	訓告	停学 5	停学 7	停学 10	停学 15	進路	計
1 年	4	2	3				9
2 年	8	9	3		3		23
3 年	4		3	1			8
合計	16	11	9	1	3	0	40

厳重注意

R7 厳重注意	1年	2年	3年	合計
バイク通学			2	2
友人トラブル	2	2		4
後夜祭舞台乱入		4		4
トイレ・ベール・投げ	3			3
指導中携帯使用	1			1
改善シート指導拒否		1		1
指導拒否		1		1
喫煙疑い	1			1
ライター所持			1	1
合計	7	8	3	18

※R6 厳重注意	1 年	2 年	3 年	合計
反道徳的行為	2			2